

当院では、「**入院時食事療養費（Ⅰ）**」の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

～標準負担額は下表のとおりとなります～

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般病棟に入院する患者		標準負担額（1食あたり）
70歳未満 一般 (下記以外)	70歳以上 一般 (下記以外)	510円 ※例外 300円（指定難病患者等）
低所得者 (住民非課税)	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内の場合 240円 過去1年間の入院期間が90日を超える場合 190円
	低所得者Ⅰ	110円